

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から  
役員の退任について次のとおり届出があった。

平成23年10月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	石井 義利	観音寺市新田町864番地	平成23年10月10日